

予防接種を受けましょう



子どもは病気にかかりやすく、かかると重くなることがありますが、**予防接種**で防げる病気もあります。**体調の良い時**に**予防接種**を受けて、**抵抗力（免疫）**をつけ、病気を**予防**しましょう。

予防接種について

定期接種と任意接種

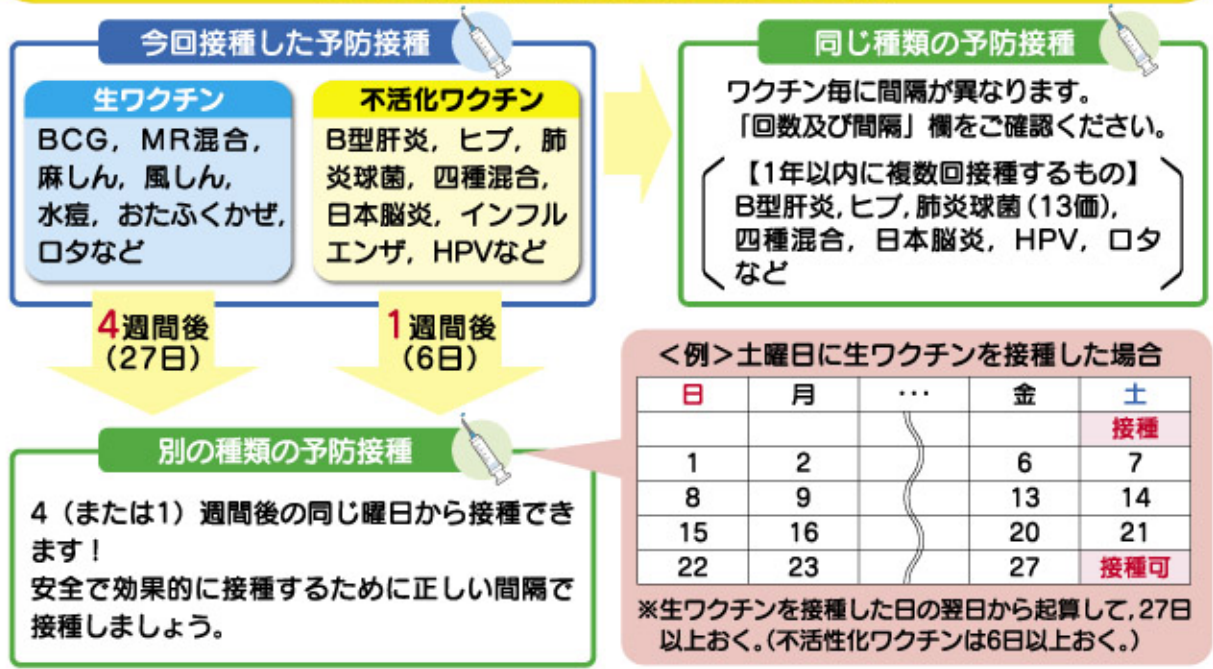
定期接種

■法に基づいた予防接種で市が実施。
【料金】無料（一部、自己負担があるものもあり。）
【予防接種後の健康被害が生じた場合の補償】
予防接種の副反応による健康被害が生じた場合は、国の法に基づく補償を受けることができる。

任意接種

■定期接種以外の予防接種や対象年齢ではない定期接種を、希望者（本人または保護者など）の判断で接種するもの。
【料金】**接種料金は全額自費**
（一部、市独自の助成があるものもあり。）
【予防接種後の健康被害が生じた場合の補償】
独立行政法人医薬品医療機器総合機構による補償

次の予防接種を受けるときの間隔



予防接種を受けるときは…

順序（定期接種または助成のある予防接種の場合）

- ① 予診票を手に入れる。（窓口来所など）
 - ② 医療機関に問い合わせ・予約をする。
 - ③ 予診票に記入し、接種する。
 - ④ 必要書類を大切に保管する。（助成申請に使用する場合があります。）
- ※助成対象要件（年齢など）の詳細は、広報紙等をご確認ください。

注意事項

- **事前に予約**が必要な場合がありますので、ご確認ください。
- 医療機関は、予約状況などによりワクチンを準備しますので、都合が悪くなったら、**必ずキャンセルの連絡**をしてください。なお、**複数の医療機関に予約を入れることは、ご遠慮願います。**
- B型肝炎、ヒブ、肺炎球菌（13価）、四種混合、BCG、MR混合、水痘の予防接種予診票は、「2か月児家庭訪問事業」の訪問時にお渡しします。
- 予診票がお手元のない方は、神栖市健康増進課（0299-90-1331）にお問い合わせください。